

博士論文全文に代わる論文内容の要約

論文題名：明治維新と「公議」 - 「多数決」による政治的・社会的秩序の形成 -

立命館大学大学院文学研究科
人文学専攻 博士課程後期課程
イコミ タカノリ
伊故海 貴則

1. 全体要旨

本論文では、19世紀の日本列島で生じた「議論」行為と「合意」形成に関する変容を検討した。すなわち「全会一致」状態を導くことを意図する近世社会の「議論」行為・「合意」形成から、制定法として規定された「多数決」で決めることを原則とする近代社会の「議論」行為・「合意」形成への変容である。その際、「議論」や「合意」の問題と不可分の概念である「公議」概念に注目して考察を行った。明治維新时期において、「多数決」が規範性を帯びる過程とは、「公議」の浮上と制度化、そして「公議」の意味変容の過程でもあった。

2. 目的と章構成

異なった思惑の中から統一的な意思を打ち立てるためには、なんらかの形で「合意」を形成する必要がある。それゆえ人は議論し、意思を決定していく。しかし話し合いによって全員の納得が得られる結論が導き出され、「合意」に至るとはかぎらない。むしろ全員が完全に同意にした形での「合意」が生まれることなど不可能である。それゆえに「多数決」が制度化される。

このように、「多数決」は「多数」の意向を尊重する「民主的」な手続きである。しかし「多数決」は「多数」への帰服を強いる制度でもある。したがって、そのシステムの定着には全員を説得することの断念を経る必要がある。すなわち「多数」の名のもとに、それ以外の選択を断念させることにより、「多数」への従属を強いることを可能とする有無を言わせない「事実上の力」を得るために「多数決」は制度化されたのである。その意味で、「多数決」は「制度化された闘争」として存在する。こうした「制度化された闘争」を用いることで「民主主義」は機能している。

ではなぜ人々は「多数決」での決定に従うことを承認したのだろうか。本論文の課題は、日本列島社会において「多数決」による決定が絶対性を帯び、人々に対して強制力を伴うようになる政治的・社会的秩序の成立過程を明らかにすることである。つまり「多数決」による決定に人々が従うようになる秩序が、機能するための社会構造を解き明かすことである。こうした秩序はいつ、どのような展開を経て形成されたのか。

以上の問題を考察するべく、19世紀の日本列島で生じた「議論」行為と「合意」形成に関する変容を検討する。当該期の日本列島では「明治維新」と呼ばれる政治・経済・社会・文化・思想といった制度や秩序の変革が生じた。それは近世における理念的・慣習法的な「全会一致」から、制定法で規定された近代の「多数決」への変化をもたらした。「明治維新」とは「全会一致」の「調和」状態を導くことを意図する近世社会の「議論」・「合意」形成から、「多数決」で決めることを原則とする近代社会の「議論」・「合意」形成への変化を導いた変革でもあった。

上記の変革は、「議論」や「合意」形成のあり方の変化を辿れば導き出せるものではない。それは、身分制解体に伴う〈人〉のあり方の変化、「議論」や「合意」を形成する範囲の設定という〈空間〉の再編、議事機関という新たな「議論」の〈場〉の導入、そして人々の価値観や認識体系の変化といった、同時期に生じた列島規模での諸変革との相互関係のなかで生成されたものであった。したがって「多数決」による決定に人々が従う秩序の成立を解き明かすには、「明治維新」と呼ばれる日本列島における近代国家形成過程を検討しなければならない。本論文が明治維新时期に着目するのは、以上による。

各章の構成は以下の通りである。

序章 問題の所在

一 問題設定

- (一) 「多数決」を歴史的に考える
- (二) 「明治維新」の展開過程の捉え方
- (三) 「公議」への着目

二 先行研究の現状と課題

- (一) 「公議」＝民主主義的理念という理解の生成
- (二) 通説的理解の修正と現状における問題点・本論の立場

三 本論の構成

- (一) 近世後期～幕末期の「議論」慣習と議事機関の関係
- (二) 議事機関の設置と領域統合
- (三) 地租改正による社会再編と「多数決」の定着
- (四) 「公議」・議会認識の変容と「多数決」の定着

第一部 「公議」の制度化と統治空間の再編

第一章 横井小楠における「議論」と世界認識 - 道理・武威・一致 -

はじめに

一 横井小楠の「儒学」認識と「議論」構造

- (一) 世紀転換期における「議論」構造 - 「上下一和」と「至当ノ理」 -
- (二) 「文武一途」と「醜夷」
- (三) 横井の「会読」と「議論」

二 横井小楠の世界認識 - 「道理」と「武威」の相互関係 -

(一) 嘉永段階における西洋の進出に対する認識

(二) 開国論への転換と強国化の構想

おわりに

補論 創出された「公議」機関の特質

はじめに

一 幕末知識人の議事機関構想

二 大名家（藩）・維新政権における議事機関の特質

おわりに

第二章 幕末維新时期における統治権力の再編と「公議」 - 「一国一円」的統治の位相 -

はじめに

一 「一国一円」的統治権力の模索と諸相

(一) 所領一円化要求の発生 - 越前国における大名連合を事例に -

(二) 大名連合による合議と「一国一藩」化構想の出現

(三) 複数藩の合議による統治画一化の試み

二 府藩県三治期における三河国諸藩の合議 - 「三河国藩集会」の研究 -

(一) 「御同国」意識と藩政改革 - 「藩集会」の前提 -

(二) 「合併論」の登場

(三) 「合併論」をめぐる混乱と「藩集会」の開催

(四) 挙母藩の三河国「公議」機関構想と合併のゆくえ

おわりに

第三章 菰山県・足柄県における「公議」の制度化と伊豆の「国民」 - 地方統治における「一致」の追求 -

はじめに

一 菰山県「全国集会」と「一国一円」的統治の要請

(一) 慶応期の菰山代官所と民の「国民」意識 - 「民意」の採用と「公議」への関心 -

(二) 菰山県の成立と統治改革

(三) 「全国集会」の開催

(四) 伊豆国における「一国一円」的統治権力の模索とその特質 - 甲斐国との比較を通じて -

二 足柄県下の「国民」意識と「一円」的統治権力への変容

(一) 廃藩置県後の行政区画構想と明治五年伊豆国分割反対運動

(二) 足柄県政の課題と議事機関の設置

(三) 足柄県廃県と菰山支庁存続運動 - 「一円」的統治権力の成立 -

おわりに

第二部 「多数決」の導入と「公議輿論」の「権力」化

第四章 多数決制議会の開設とその波紋 - 浜松県民会を事例に -

はじめに

一 浜松県民会の成立過程

- (一) 浜松県の「集会所」 - 民会設立以前の「公議」機関 -
- (二) 民会構想と交換米をめぐる紛糾
- (三) 「浜松県公選民会規則」の構造

二 小区会の実態 - 第三大区二十四・二十五小区連合民会を事例に -

- (一) 欠席議員の多発
- (二) 「多数決」への批判
- (三) 紛糾の解消

おわりに

第五章 明治維新时期地域社会における「多数決」導入 - 静岡県駿河国地域の地租改正をめぐる合議を中心に -

はじめに

一 静岡県駿河国地域における大区小区制下の地域運営

- (一) 制度化される「公議」の場
- (二) 「地主」 = 「個人」の登場

二 地租改正事業における民の合議

- (一) 「地位詮定」の困難
- (二) 請願活動と実地踏査

おわりに

第六章 「多数決」の正当化と「公議輿論」の成立

はじめに

一 明治一〇年の静岡県会議員数改革の試みと挫折

- (一) 静岡県の成立と県会設置
- (二) 静岡県庁による県会議員数改革の展開

二 「公議」の転換による「多数決」正当化 - 『静岡新聞』における「多数決議」論争 -

- (一) 「多数決」導入以前の議事機関における「意思決定」
- (二) 「多数決議」論争
- (三) 「自治」の主張と上位権力の正統化

おわりに

終章 「多数決」・「公議」・「明治維新」

一 総括

- (一) 近世後期～幕末期の「議論」構造と議事機関への影響

- (二) 議事機関の設置と領域統合
- (三) 社会の再編と「多数決」の定着
- (四) 「公議」・議会認識の変容と「多数」＝「公議輿論」の「権力」化

二 結語

3. 各章要約

序章では、「議論」や「合意」形成の問題に直接関係している論点として、「公議」（「公論」）に関する研究を整理した。幕末維新期の「議論」や「合意」形成については、当時における様々な政治勢力が一様に唱えた「公議」理念が注目されており、「公議」の概念分析および、「公議」が制度化された場として議会制度を捉え、その成立過程を分析する形で研究が蓄積されてきた。

「公議」研究では、中央政治権力内部での「公議」の試みと、維新後の地域社会において民の「公議」に基づく社会運営が模索されたことが指摘されてきたが、これまで両分野の成果を架橋して「公議」をめぐる動向を総体的に論じようとする試みはほとんど行われてこなかった。そこで、本論文では、政治権力レベルでの「公議」と、民レベルの「公議」がいかなる関係性を有していたのか。両者の結節点として府県に着目し、「公議」形成と制度化の過程を考察した。そのうえで、「公議」が模索されるなかで、地域社会において「多数決」が導入、規範化していく過程を明らかにすることを目的とした。

第1章から第3章では、近世後期から幕末期における「議論」の構造と、その議事機関への影響を論じた。第1章では、「公議」のイデオログである横井小楠に着目し、幕末の「議論」の構造を検討した。幕末の「議論」は、異論を唱える他者との調整を図る機能を有しておらず、むしろ、対立他者を「俗論」とみなし、自身の「正論」に服従（一致）させるための手段であった。水平的な議論・合意構築を志向する態度と、自己価値の押し付けが矛盾なく構造化され、政治化されたのである。幕末期の「公議」形成には、以上の性質が内包されていた。

補論では、洋学者ら幕末の議会制イデオログによる構想や、維新政権・大名家の議事機関を考察した。これらは、西洋思想の影響の一方で、「一致」の形成を目的とするなど、上記の意思決定構造を引き継いで成立した。この過程で、「民」を含めた列島住民の政治参加が志向され、合意形成範囲の拡大が意図されるようになった。

上記をふまえて、第2章と第3章では、府藩県三治制期の藩や県において、「公議」の場として導入された議事機関を取りあげ、当該期の議事機関における「公議」形成の構造を検討した。

第2章では、主に「三河国藩集会」を検討した。当該期は、各藩規模での「公議」制度とともに、より広域の「国」規模での「公議」が重層的に制度化され、実施された。そのなかで、自発的に藩を解体し、「国」を単位とする領域統合が試みられた。そして、以上の試みは、維新政権が行った廃藩置県—郡県化—の受け皿にもなりえたことを提示した。

次いで、第3章では、蕪山県「全国集会」と足柄県の地方民会を事例に、地方官と「民」の「公議」の関係を論じた。蕪山県では「民」からの「公議」抽出を図るべく、「全国集会」を開催した。しかし、「全国集会」を軸とした「公議」形成において、「民」は「衆議」を提供する客体であり、提供された「衆議」が「公議」たりえるか否かの判断は「官」に存していた。「官」のイニシアチブのもとに、「民」の「公議」と「官」の「公議」の「一致」が目指されたのである。この「公議」形成の構造は、廃藩置県の足柄県で開設された民会でも継承された。

これらの問題とあわせて、議事機関として「公議」が制度化され、「公議」形成が試みられる区画の形成として、幕末期～明治0年代における統治権力と統治区画の再編過程についても言及した。それは、人々の「国」に対する帰属意識を背景として構築された「一国一円」的な統治権力が、「一国」の性質を排した無機質な領域を「管轄」する「一円」的な行政権力へと変容していく過程であった。この「一円」的行政区画において、「多数決」が持ち込まれることになった。

第4章から第6章では、「多数決」の導入と規範化を論じた。武士身分集団により占有されていた権能の「奉還」が一区切りとなった廃藩置県以後は、「四民」に対する「自由」と「平等」の権利と国家への義務が「公権力」により「付与」されていく過程であった。こうして住民の政治参加と政策協議権の「付与」が進み、住民の「公議」に基づく社会運営が一気に制度化され、新しい社会運営形態に見合う秩序の形成が模索されるようになった。そのなかで各府県に地方民会が設けられた。

第4章では、「浜松県民会」を事例に、地方民会における「議論」と「合意」形成の実態を明らかにした。地方民会が導入された大区小区制下においては、生活を維持、再生産する団体たる村の身分集団としての性格が、依然として解体されず、維持されていた。したがって、地方民会の代議人は近世村請制における「惣代」に類する存在として存立することになった。代議人は選出された村の利害に完全に制約される村の代弁者とされた。地方民会は「個人」の意見を表明する場として設定されたわけではなかった。

この編成下において「多数決」が導入されたことは、「全会一致」でない限り、一部の代議人の意志＝村の意志が否定されるという事態を招くものであった。それゆえに、浜松県の小区会では、議員から「多数決」に対する批判が発生し、議論の紛糾を生んだ。

そこで浜松県では、村ごとに「多数決」を備えた村会を設置することで、末端から近代的議事制度に慣れるトレーニングを重ねることにより事態打開が図られた。「多数決」への反発が、逆に多数決に基づく議会の浸透を促したのである。それは、近世の「全会一致」の村寄合からの直線的な移行ではない。こうした自発的な村会開設の取り決めは、その後導入される「三新法」に基づく町村会の基盤になった。

ただし、各議員の意見が村の意志に制約されており、それが「多数決」批判の背景にあったことをふまえると、村会を設けるだけでは、議会が円滑かつ永続的に機能する保証はない。多数決制の議会が円滑かつ永続的に機能するためには、社会構造の変容が必

議の転換である。この認識転換により、「官」の「至当」へ「一致」させる「公議」形成は否定され、以後、各政治勢力が自らの正当性を「多数」＝「公議輿論」に求め、自分たちの主張に「公議輿論」が存在することを唱えるようになった。それは、「多数」の名のもとに、それ以外の選択を断念させて「多数」への帰服を強いる「事実上の力」を備えた「権力」の成立であった。

4. まとめ（結果・考察）

こうして、「多数決」による決定が人々に対して強制力を伴う政治的・社会的秩序は形成された。「多数決」は「多数」の意向を尊重する「民主的」な手続きであるが、同時にそれは「多数」に対する帰服を強制する制度でもある。日本列島社会において、こうした「多数決」が導入された要因には、総員の説得を断念し「多数」の意向に人々を承服させる意図が存在したと考えられる。そして、説得の断念という諦念を伴い導入された「多数決」の定着によって、「多数」の優位は絶対化されていくことになる。そこに、「少数者」や異なる多様な意見を尊重する志向は存在しないと考えられる。こうして、ときに同調圧力を伴う有無を言わせない「事実上の力」を備えた、「多数」＝「公議輿論」という一種の「権力」が出現し、上位の「公権力」とともに、我々の眼前でその「力」（時に理性を失って行使される）を振るうことになった。

5. 主な参考文献

*本論文中で史料として用いたものは除く。

青山忠正『明治維新と国家形成』吉川弘文館、2000年

有泉貞夫『明治政治史の基礎過程』吉川弘文館、1980年

飯塚一幸『明治期の地方制度と名望家』吉川弘文館、2017年

池田勇太『維新変革と儒教的理想主義』山川出版社、2013年

石田雄『近代日本政治構造の研究』未来社、1956年

井上勲「幕末・維新时期における『公議輿論』観念の諸相」『思想』609号、1975年

同『王政復古』中央公論社、1991年

大石嘉一郎『日本地方財行政史序説』御茶の水書房、1961年

大島美津子『明治国家と地域社会』岩波書店、1994年

奥田晴樹『地租改正と地方制度』山川出版社、1993年

奥村弘「三新法体制の歴史的位罫」『日本史研究』290号、1986年

同「近代地方権力と「国民」の形成」『歴史学研究』638号、1992年

同「地域社会の成立と展開」歴史学研究会・日本史研究会編『日本史講座』第7巻、東京大学出版会、2005年

同「地域社会形成史と明治維新」明治維新史学会編『明治維新史研究の諸潮流』有志舎、2018年

尾佐竹猛『維新前後に於ける立憲思想』邦光堂、1925年
小関素明『日本近代主権と立憲政体構想』日本評論社、2014年
勝俣鎮夫『一揆』岩波書店、1982年
久留島浩『近世幕領の行政と組合村』東京大学出版会、2001年
坂井豊貴『多数決を疑う』岩波書店、2015年
坂根嘉弘『日本伝統社会と経済発展』農山漁村文化協会、2011年
佐々木寛司『地租改正と明治維新』有志舎、2016年
佐々木潤之介『幕末社会論』塙書房、1969年
定兼学『近世の生活文化史』清文堂出版、1999年
鈴江英一「大小区制下の村について」『史学』62-1・2号、1992年
高木昭作『日本近世国家史の研究』岩波書店、1990年
塚田孝『身分制社会と市民社会』柏書房、1992年
遠山茂樹『明治維新』岩波書店、1951年
利光三津男・森征一・曾根泰教『満場一致と多数決』日本経済新聞社、1980年
鳥海靖『日本近代史講義』東京大学出版会、1988年
奈良勝司「近代日本形成期における意思決定の位相と「公議」」『日本史研究』618号、2014年
奈良勝司『明治維新をとらえ直す』有志舎、2018年
朴薫「武士の政治化と「学党」」塩出浩之編『公論と交際の東アジア近代』東京大学出版会、2016年。
尾藤正英『江戸時代とは何か』岩波書店、1992年
羽賀祥二「「民政」権力と領域統合（上）」『人文学報』62号、1987年
同「維新政権論」歴史学研究会・日本史研究会編『日本史講座』第七巻、東京大学出版会、2005年
原口清『明治前期地方政治史研究』上・下、塙書房、1972・1974年
東島誠「公はパブリックか？」佐々木毅・金泰昌編『日本における公と私』東京大学出版会、2002年
平川新『紛争と世論』東京大学出版会、1996年
福島正夫『地租改正の研究』有斐閣、1962年
福島正夫・徳田良治「明治初年の町村会」明治史料研究連絡会編『地租改正と地方自治制』御茶の水書房、1978年
藤田省三『天皇制国家の支配原理』未来社、1966年
前田勉『近世日本の儒学と兵学』ペリかん社、1996年
牧原憲夫「「近代的土地所有」概念の再検討」『歴史学研究』502号、1982年
松尾正人『廃藩置県の研究』吉川弘文館、2001年
松沢裕作『明治地方自治体制の起源』東京大学出版会、2009年

同「地租改正と制度的主体」『日本史研究』595号、2012年
三村昌司「公議人の存在形態と公議所における『議論』」『歴史学研究』842号、2008年
同「近代日本における多数決の導入」『史潮』84号、2018年
宮地正人『幕末維新期の社会的政治史研究』岩波書店、1999年
三谷博『明治維新とナショナリズム』山川出版社、1997年
藪田貫『国訴と百姓一揆の研究』校倉書房、1992年
山崎有恒「公議所・集議院の設立と「公議」思想」明治維新史学会編『維新政権の創設』有志舎、2011年
渡辺隆喜『明治国家形成と地方自治』吉川弘文館、2001年
渡辺尚志『豪農・村落共同体と地域社会』柏書房、2007年
渡辺浩『東アジアの王権と思想』東京大学出版会、1997年